

日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針について

1. 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れについて

全国信用金庫厚生年金基金（以下、当基金という）は、責任ある機関投資家として適切にスチュワードシップ責任を果たすため、資産保有者（以下、アセットオーナーという）として「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れることを表明します。

2. 基本方針

当基金は、自ら直接的に資産運用を行わず、運用機関に委託していることから、資産運用を委託した受託機関（再委託先を含む。以下、運用受託機関という）が「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れ、当該コードの諸原則に則り、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な運用益の維持・拡大を図ることを求めます。

3. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

原則1: 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、アセットオーナーとして、運用受託機関に対し、「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れ、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めます。

また、運用受託機関のスチュワードシップ活動が当基金の方針と整合性が取れているかどうかについて、定期的なモニタリングを行います。

原則2: 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、スチュワードシップ責任を果たす上での利益相反に関する明確な方針の策定と公表、およびガバナンス体制の整備と公表とともに、その遵守を求めます。

原則3: 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、中長期視点から投資先企業の企業価値及び資本効率の向上やその持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、投資先企業の状況を的確かつ実効的に把握することを求めます。

原則4:機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、中長期視点から投資先の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

また、運用受託機関が投資先企業とのサステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識することを求めます。

原則5:機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、投資先企業の持続的成長に資するよう、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使と行使結果の公表についての明確な方針を策定することを求めます。

原則6:機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための方針および当該方針の実施状況について、当基金へ定期的に報告することを求めます。またその内容を、基金ホームページ等を通じて受給者等に定期的に報告します。

原則7:機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用受託機関に対し、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えること、ならびに「日本版スチュワードシップ・コード」の各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、自己評価の結果を投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表することを求めます。

また、当基金はアセットオーナーとして、運用受託機関のスチュワードシップ活動を適切に理解・評価する実力を備えるよう努めます。

原則8:機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は、年金運用コンサルタント等の機関投資家向けサービス提供者に対し、スチュワードシップ・コードを遵守し、中立的な立場から運用機関の評価・推奨を行うことを求めます。

また、利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定して、利益相反管理体制を整備するとともに、これらの取組みを公表するよう求めます。

以 上